

大分県市町村各種団体負担金等検討会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 各種団体等に対する法令に基づかない負担金、会費、分担金等（以下「負担金等」という。）の適正化を図り、都市財政運営の健全化に資するため、大分県市町村各種団体負担金等検討会（以下「負担金等検討会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 負担金等検討会は、各市町村の財政担当課長をもって構成する。

(役 員)

第3条 負担金等検討会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 役員は、委員の中から互選する。
- 3 役員は、後任者が就任するまでの間、引き続き在任するものとする。
- 4 役員は再任されることができる。

(役員の仕事)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(調査検討事項)

第5条 負担金等検討会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 大分県内の半数以上の市町村が関係する各種団体等への加入の可否及び適正な負担額(率)について
- (2) 加入している各種団体等の負担額(率)の改定について
- (3) その他目的達成のために必要な事項について

(会 議)

第6条 負担金等検討会は、前条各号に定める所掌事項を調査検討するため、次の各号により会議を開く。

- (1) 会議は、会長が必要であると認めるときに招集する。
- (2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(調査検討結果の報告)

第7条 会長は、負担金等の調査検討が終了したときは、その調査検討結果を大分県市長会政務調査会に報告する。

(事務局)

第8条 本会の事務局を大分県市町村合同事務局に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については委員全員の協議によりこれを決定する。

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。